

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 条例 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

## 条 例

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県条例第五十三号

#### 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「病院若しくは診療所又は介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、「又は介護老人保健施設（法）」を「介護老人保健施設（法）」に改め、「同じ。」の下に「又は介護医療院（法）第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。」を、「とする」の下に「この場合においては、第八十条第二項の規定は、適用しない」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

### 福島県条例第五十四号

#### 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

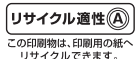
福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「病院若しくは診療所又は介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、「又は介護老人保健施設（法）」を「介護老人保健施設（法）」に改め、「同じ。」の下に「又は介護医療院（法）第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。」を、「とする」の下に「この場合においては、第七十九条第二項の規定は、適用しない」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,500円】

発行者 福 島 県 報  
印刷所 株式会社 第一印刷